

「ASEAN 包括的投資協定」(非公式訳)

日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

2015年3月

- ❖ 本資料は、日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した非公式訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
- ❖ 本資料の利用に際しては、必ず原文に依拠いただきますようお願いいたします。
- ❖ 禁無断転載

ASEAN 包括的投資協定

ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、およびベトナム社会主義共和国の政府、東南アジア諸国連合（「ASEAN」）の加盟国、すなわち以後まとめて「加盟国」は

1998年10月7日にフィリピン・マカティ市で署名された ASEAN 投資地域枠組協定（「AIA 協定」）（改定を経たもの）を、ASEAN 域内の投資を増大させ、ASEAN への投資を誘引して ASEAN の競争力を高めるために、国際的な最良の行動規範と比肩しうるようにすることをめざし、将来を見据えて改善された特徴と条項を有する、包括的な投資協定に向けて見直すため、2007年8月23日にフィリピン・マカティ市で開催された第39回 ASEAN 経済大臣会議（「AEM」）の決定を想起し、

ASEAN がより統合されて相互依存した将来に向けて動く中で、ASEAN 内部の発展段階の異なった水準、特に最も発展の遅れた加盟国が、特別かつ異なる待遇を含む、一定の柔軟性を必要とすることを認識し、

ASEAN 経済共同体（「AEC」）の構想を実現するためさらに地域統合を推進するべく、AIA 協定および、1987年12月15日にフィリピン・マニラで署名された、ASEAN 投資促進保護協定（「ASEAN IGA」）（改定を経たもの）から前進する必要性を確認し、

新規投資および再投資の持続的な流入が ASEAN 経済のダイナミックな発展を促進し確実なものにすることを確信し、

よい結果を導くような投資環境が、ASEAN における資本、財およびサービス、技術および人的資源のより自由な流れならびに全体的な経済・社会の発展を強化することを認識し、また

さらに加盟国間の経済協力をさらに強化することを決意し、

以下のとおり合意した。

セクション A

第1条 目的

本協定の目的は、AEC ブループリントに従って AEC に基づく経済統合の最終目的を達成するため、以下により、自由かつ開かれた投資レジームを創設することである。

- (a) 加盟国の投資レジームの漸進的自由化
- (b) 全加盟国の投資家およびそれらの投資に対する強化された保護の提供
- (c) 加盟国間の投資の増大につながる投資ルール、規制および手続の透明性および予測可能性の改善
- (d) 統合された投資地域としての本地域の合同でのプロモーション および
- (e) ある加盟国の投資家による他の加盟国の領域内への投資について望ましい条件を創設するための協力

第2条 原則

本協定は、以下の原則を遵守することにより、ASEAN 内に自由、促進的、透明かつ競争的な投資環境を、創設するものとする。

- (a) 投資の自由化、保護、投資のプロモーションおよび促進を提供すること
- (b) 地域内で自由で開かれた投資環境を達成することをめざした投資の漸進的な自由化
- (c) ASEAN に基盤を有する投資家およびその投資に便益を与えること
- (d) 加盟国間の優遇措置を維持し調和させること
- (e) AIA 協定および ASEAN IGA のもとでなされた約束を後退させないこと
- (f) 各加盟国に対して、それぞれの発展段階および分野ごとの留意事項に応じて、特別かつ異なる待遇、ならびにその他の柔軟な扱いを与えること
- (g) 適切な場合は、加盟国間の許認可の享受において相互待遇をすること
- (h) 将来的に、本協定の範囲を、他の分野を対象とするように拡張するよう調整すること

第3条 適用範囲

1. 本協定は、以下のものに関してある加盟国が適用または維持する手段に適用されるものとする。
 - (a) 他の全ての加盟国の投資家、および
 - (b) 他の全ての加盟国の投資家のその領域内における投資
2. 本協定は、本協定の締結日現在に存在する投資、および本協定の締結日の後でなされた投資に対して、適用されるものとする。

3. 自由化の目的のため、また第9条（留保）を前提として、本協定は以下の分野に適用されるものとする。
 - (a) 製造業
 - (b) 農業
 - (c) 漁業
 - (d) 林業
 - (e) 鉱業および採石業
 - (f) 製造業、農業、漁業、林業、鉱業および採石業に付随するサービスならびに
 - (g) 全加盟国によって合意されたその他一切の分野

4. 本協定は、以下のものには適用しないものとする。
 - (a) 課税手段の一切。ただし、第13条（資金の移転）および第14条（収容と補償）を除く。
 - (b) 加盟国が供与する補助金または助成金
 - (c) 政府調達
 - (d) 加盟国の権限ある機関もしくは当局による政府権限の行使の中で供与されるサービス。本協定の目的のためにいえば、政府権限の行使の中で供与されるサービスとは、商業ベースや供給業者との競争の中で供与されるものではないサービスの一切を意味する。
および
 - (e) 加盟国が採用または維持する手段で、1995年12月15日タイ国バンコクにて署名されたASEANサービス枠組協定（「AFAS」）に基づくサービス分野の取引に影響するもの。

5. 第4条(e)号にかかわらず、サービス供給の商業拠点モードに関する投資の保護のため、第11条（投資の取扱）、第12条（争乱の場合の補償）、第13条（資金の移転）、第14条（収容と補償）および第15条（代位）ならびにセクションB（投資家と加盟国間の投資紛争）が、ある加盟国のサービス供給者による、他の加盟国の領域内での商業拠点を通じたサービス供給に影響するあらゆる手段に対して、本協定に基づく投資および義務に関連する範囲においてのみ、その加盟国のAFASに基づく約束表においてそのサービス分野が予定されているか否かを問わず、準用されるものとする。

6. 本協定のいかなる部分も、何らかの租税条約に基づくいずれの加盟国の権利および義務にも影響しないものとする。本協定およびそれらの条約との間に何らかの不整合がある場合は、その不整合の範囲においてその条約が優先するものとする。

第4条 定義

本協定の目的のために：

- (a) 「対象となる投資」とは、ある加盟国に関して、その領域に行われた他の全ての加盟国の投資家による投資で、本協定の締結日現在存在するか、またはその後設立、取得または拡張されたもので、なおかつその法律、規制および国家方針に従って認められており、（当てはまる適用される場合においては）加盟国の権限ある当局が書面で特別に承認したもの¹を意味する。
- (b) 「自由に使用可能な通貨」とは、国際通貨基金（「IMF」）がその協定およびそれについての修正一切に基づき決定する、自由に使用可能な通貨を意味する。
- (c) 「投資」²とは、投資家により所有または管理されたあらゆる種類の資産を意味し、以下のものを含むが、それらに限らない。
 - i. 動産および不動産、ならびに抵当権、先取特権もしくは質権のようなその他の財産権
 - ii. 株式、債券および社債券ならびに法人に対する他の経営参加形態、ならびにそれから派生する権利もしくは利益
 - iii. 各加盟国の法律および規制に従って付与された知的財産権
 - iv. 事業に関する金銭または契約履行についての請求権で金銭的価値のあるもの³
 - v. 契約（引渡契約、建設契約、管理契約、生産契約または収益分配契約を含む）に基づく権利
および
 - vi. 経済活動を行うため必要で、金銭的価値があり、法律により、または契約に基づき付与された、事業の許認可。天然資源を探求、開拓、抽出または開発する許認可を含む。

¹ 保護の目的のため、書面による特別な承認に関する手続は、別紙1（書面による承認）に記載する通りとする。

² ある資産に投資の性質がない場合、その資産は、どのような形態を取るにせよ、投資ではない。投資の性質とは、資本の約定、収益もしくは利益の期待、またはリスクの引受を含む。

³ より確実にいうならば、投資とは、単に以下のものだけから生じる金銭に対する請求権を意味するのではない。

- (a) 財またはサービスの販売についての商業契約
- (b) それらの商業契約に関する信用の拡張

「投資」という用語はまた、投資により産み出された金額、特に利益、利子、資本利得、配当、使用料および手数料も含む。資産が投資または再投資される形態が変更されても、それらの投資としての分類には影響しないものとする。

- (d) 「投資家」とは、ある加盟国の自然人または法人で、他のいずれかの加盟国の領域内に投資を行っており、または投資を既に行った者を意味する。
- (e) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また私的に所有されているか政府が所有しているかを問わず、加盟国の適用法令に基づき適正に設立またはその他の形で組織された法律上の事業体を意味し、企業、会社、信託、組合、合弁事業体、個人事業体、団体または組織を含む。
- (f) 「手段」とは、加盟国の手段一切を意味し、法律、規制、規則、手続、決定および行政上の行為もしくは実践のいずれかを問わず、以下のものが採用または維持するものである。
 - i. 中央、地域または地方の政府または当局
または
 - ii. 中央、地域または地方の政府または当局から委任された権限を行使する非政府団体
- (g) 「自然人」とは、加盟国の法律、規制および国家政策に従って、加盟国の国籍、市民権または永住権を有するあらゆる自然人を意味する。
- (h) 「ASEAN 新規加盟国」とは、カンボジア王国、ラオス人民民主共和国、ミャンマー連邦共和国およびベトナム社会主義共和国を意味する。
- (i) 「WTO」とは、世界貿易機関を意味する。
また
- (j) 「WTO 協定」とは、1994年4月15日にモロッコのマラケシュでなされた世界貿易機関設立のためのマラケシュ協定を意味し、改定があればそれを経たものである。

第5条 内国民待遇

1. 各加盟国は、いかなる他の加盟国の投資家に対しても、自国の領域における投資の受入、設立、取得、拡張、管理、遂行、操業および売却もしくはその他の処分について、自国の投資家に対して同様の状況下で付与するのに劣らない待遇を付与するものとする。
2. 各加盟国は、いかなる他の加盟国の投資家の投資に対しても、自国の領域における投資の受入、設立、取得、拡張、管理、遂行、操業および売却もしくはその他の処分について、自国の投資家の投資に対して同様の状況下で付与するのに劣らない待遇を付与するものとする。

第6条 最恵国待遇⁴

1. 各加盟国は、他の加盟国の投資家に対して、投資の受入、設立、取得、拡張、管理、遂行、操業および売却もしくはその他の処分について、その他のあらゆる加盟国または非加盟国の投資家に対して同様の状況下で付与するのに劣らない待遇を付与するものとする。
2. 各加盟国は、他の加盟国の投資家の投資に対して、投資の受入、設立、取得、拡張、管理、遂行、操業および売却もしくはその他の処分について、その他のあらゆる加盟国または非加盟国の投資家の投資に対して同様の状況下で付与するのに劣らない待遇を付与するものとする。
3. 第1項および第2項は、以下のものから生じる待遇、特惠または特権の利益を他の加盟国の投資家または投資に拡張することを加盟国に義務づけるものと解釈されてはならない。
 - (a) 加盟国間の一切の準地域的取り決め⁵

⁴ より正確に言えば

- (a) 本条は、加盟国が加盟している他の協定において利用できる投資家と国家の間の紛争解決手続には適用されないものとする。
- (b) 本協定の対象範囲にあたる投資に関して、ある加盟国が他のあらゆる加盟国もしくは非加盟国の投資家とその投資に対して付与する一切の特別待遇は、加盟国が当事者となる現存または将来の協定もしくは取り決めのもとで、最恵国待遇ベースで全加盟国に拡張されるものとする。

⁵ より正確に言えば、加盟国間の準地域的協定は、たとえば大メコン圏（「GMS」）、ASEANメコン河流域開発協力会議（「AMBDC」）、インドネシア-マレーシア-タイ成長の三角地域（「IMT-GT」）、インドネシア-マレーシア-シンガポール成長の三角地域（「IMS-GT」）、ブルネイ-インドネシア-マレーシア-フィリピン東ASEAN成長地域（「BIMP-EAGA」）を含むが、それらに限らない。

または

(b) AIA 協定の第 8 条(3)に従って AIA 理事会に加盟国が通知した現存の一切の協定⁶

第 7 条 パフォーマンス要求の禁止

1. WTO 協定の付属書 1A の貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs) の条項は、本協定中で特に言及したり変更したりすることなく、本協定に準用するものとする。
2. 加盟国は、本協定の発効日から 2 年以内に、パフォーマンス要求について合同評価に着手するものとする。その評価の目的は、現存するパフォーマンス要求を検査し、本条のもとでの追加的な約束の必要性を検討することである。
3. ASEAN の非 WTO 加盟国は、自らの WTO 加盟公約に従って、WTO の条項を遵守するものとする。

第 8 条 経営幹部と取締役

1. 加盟国は、その加盟国の法人に対して、経営幹部の役職に、特定の国籍の自然人を任命するよう要求してはならない。
2. 加盟国は、その加盟国の法人の取締役の過半数が、特定の国籍またはその加盟国の領域の居住者であることを要求することができる。ただし、この要求が実質的に、投資家が自らの投資に対する管理権を行使する能力を阻害しない場合に限る。

第 9 条 留保

1. 第 5 条 (内国民待遇) および第 8 条 (経営幹部と取締役) は、以下のものには適用されないものとする。
 - (a) 加盟国が次の機関において維持している現存の措置
 - i. 中央政府レベル (第 2 項で言及する別表の中の留保リストでその加盟国が記載したもの)
 - ii. 地域政府レベル (第 2 項で言及する別表の中の留保リストでその加盟国が記載したもの)および

⁶ 本号は、1966 年 5 月 29 日タイのバンコクで署名されたタイ王国およびアメリカ合衆国間の友好経済関係条約につき言及している。

iii. 地方政府レベル

(b) (a)号で言及した留保の継続または速やかな更新

2. 各加盟国は、AIA 理事会の承認を得るために、自国の留保リストを、本協定の署名日の後 6 ヶ月以内に ASEAN 事務局に提出するものとする。このリストは本協定の別表をなすものとする。
3. 第 2 項で言及する別表に含まれた全ての留保についての改定または修正の一切は、第 10 条（約束の修正）に従うものとする。
4. 各加盟国は、AEC ブループリントおよび第 46 条（改定）の戦略的予定表の 3 段階に従って、別表で特定した留保を縮小または廃止するものとする。
5. 第 5 条（内国民待遇）および第 6 条（最恵国待遇）は、WTO 協定の付属書 1C の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定で、改定があればそれを経たもの（「TRIPS 協定」）の第 3 条および第 4 条に基づく義務の例外または特別の取り扱いとして、TRIPS 協定のこれらの条項から第 5 条までに明示的に規定する措置一切には適用されないものとする。

第 10 条 約束の修正

1. 各加盟国が留保リストを提出した日から 12 ヶ月の期間、各加盟国は、他の加盟国の投資家およびそれらの者による投資に適用が見込まれる、いかなる措置を採ることも、また第 9 条（留保）に基づき別表で定めた留保事項についての修正もすることができる。ただし、それらの措置もしくは修正は、現存の投資家および投資に対する阻害効果を有してはならない。
2. 第 1 項で言及した期間の満了の後、加盟国は、本協定に基づき約束をした相手の他の加盟国と交渉し合意することにより、何らかの措置を採り、もしくはその約束および留保を修正または撤回することができる。ただし、それらの措置、修正もしくは撤回は、現存の投資家および投資に対する阻害効果を有してはならない⁷。
3. 第 2 項で言及された交渉および合意は、他分野に関する代償的調整についての条項を含めることができるが、それらの交渉および合意において、関連する加盟国は、それらの

⁷疑念を避けるため付記すると、加盟国は、第 1 項で特定した期間の満了後 6 ヶ月の期間、いかなる措置も採用してはならず、また別表に基づく留保の修正もしてはならない。

交渉および合意より前に本協定において定めたものよりも投資家および投資に対して待遇が劣らない、相互に有利な約束および留保の一般的水準を維持するものとする。

4. 第1項および2項にかかわらず、加盟国は、本協定が発効した後に本条に従って採用した措置に基づいて、他の加盟国の投資家に、その投資家の国籍を理由として、その措置が発効した時点で現存する投資を売却またはその他の形態で処分するように要求してはならない。ただし、権限ある当局による当初の承認の中で別途指定されていた場合はその限りではない。

第11条 投資の待遇

1. 各加盟国は、対象となる他の加盟国の投資家の投資に対して、公正かつ衡平な待遇と、完全な保護および保障を付与するものとする。
2. より正確に言えば：
 - (a) 公正かつ衡平な待遇は、各加盟国に対して、適正手続の原則に従い、法的または行政的手続の一切において正義を拒否しないことを要求する。
また
 - (b) 完全な保護および保障は、各加盟国に対して、対象となる投資の保護および保障を確保するため合理的に必要な措置を採ることを要求する。
3. 本協定の他の条項、または別個な国際的協定につき違反があったと判断されても、そのことは、本条項違反があったことの立証とはならない。

第12条 争乱の場合の補償

各加盟国は他の加盟国の投資家に対して、武力紛争や内乱や緊急事態によって自らの領域内で損失をこうむった対象となる投資に関して、原状回復、補償またはその他の価値ある約因につき、無差別的な待遇を与えるものとする。

第13条 資金の移転

1. 各加盟国は、対象となる投資に関する資金移転すべてが、その領域の出入りを自由にかつ遅滞なく行うことを認めるものとする。それらの資金移転は、以下のものを含む。
 - (a) 当初の出資を含むような資本の出資。
 - (b) 利益、資本収益、配当、使用料、ライセンス手数料、技術支援ならびに技術および管理の手数料、利息およびその他の対象となる投資から生じる当期の収益

- (c) 対象となる投資の全部または一部の売却または清算による収益
 - (d) 融資契約を含む契約に基づきなされた支払
 - (e) 第 12 条（争乱の場合の補償）および第 14 条（収用と補償）に従ってなされた支払
 - (f) 裁定、仲裁または加盟国間の紛争についての合意を含むあらゆる手段による紛争解決から生じる支払
 - (g) その領域における対象となる投資に関して雇用され労働を許可された要員の給与およびその他の報酬
2. 各加盟国は、対象となる投資に関する資金移転すべてが、その移転の時点で通用している市場為替レートで、自由に使用できる通貨により行われることを認めるものとする。
3. 第 1 項および 2 項にかかわらず、加盟国は、以下のものに関しては、自らの法律および規制を衡平、無差別かつ誠実に適用することにより、資金移転を阻止または遅延させることができる。
- (a) 倒産、支払不能または債権者の権利保護
 - (b) 証券、先物、オプションまたはデリバティブの発行、取引または売買
 - (c) 刑事犯および犯罪収益回復
 - (d) 法律の執行または金融規制当局を支援するため必要な場合の資金移転の財務報告または記録管理
 - (e) 司法または行政の手続における命令または判決の遵守の確保
 - (f) 課税
 - (g) 社会保障、公的退職年金または強制貯蓄制度
 - (h) 従業員の失業給付
および
 - (i) 加盟国の中央銀行およびその他の権限ある規制当局が課したその他の手続に登録し、それを充足させるための要件
4. 本協定のいかなる部分も、加盟国の、IMF 加盟国としての IMF 協定に基づく権利および義務には影響しないものとする。それはたとえば、IMF 協定に適合する為替の使用を含む。ただし、加盟国は、いかなる資本取引に対しても、本協定のもとでの、そのような取引に関する自らの具体的な約束と整合しないような制限を課してはならない。ただし以下のものは例外とする。
- (a) IMF の要求によるもの
 - (b) 第 16 条（国際収支擁護のための措置）に基づくもの
または
 - (c) 例外的な状況下で、資本の移動が、関係する加盟国において、深刻な経済または財政的な混乱を引き起こすか、引き起こす恐れがある場合

5. 4(c)号に従って採られた措置⁸は、
- (a) IMF 協定と整合するものとする。
 - (b) 4(c)号に記載した状況に対応するために必要な措置を超えてはならない。
 - (c) 臨時のものであって、その設定または維持がもはや状況によって正当化されなくなった場合は、直ちに廃止するものとする。
 - (d) 他の加盟国に直ちに通知するものとする。
 - (e) いずれの他の加盟国も他の加盟国または非加盟国より不利に扱われることがないよう適用するものとする。
 - (f) 内国民待遇ベースで適用するものとする。
また
 - (g) 投資家および対象となる投資、ならびに他の加盟国の商業面、経済面および金融面の利益を不必要に害することを避けるものとする。

第14条 収用と補償⁹

1. 加盟国は、対象となる投資を、直接的にも、また収用もしくは国有化に等しい措置によっても、収用または国有化（「収用」）してはならない¹⁰。
ただし以下のものは例外とする。
- (a) 公共目的のためのもの
 - (b) 無差別な形態によるもの
 - (c) 迅速、適切かつ実効性のある補償の支払があるもの
および
 - (d) 適正な法的手続に従ったもの
2. 1(c)号で言及した補償は、
- (a) 遅滞なく支払うものとする¹¹。
 - (b) 収用が公表された時期または収用が行われた時期（いずれか適用される方）の、直前またはその時点における、収用された投資の公正な市場価格と等しいものとする。

⁸ より正確に言えば、為替レートの安定性を確保するため採られる措置（投機的な資本移動を阻止することを含む）の一切は、特定の分野を保護する目的のために採用または維持されてはならない。

⁹ 本条項は、別紙2（収用および補償）とともに読むべきものとする。

¹⁰ 疑念を避けるため付記すると、土地に関する収用措置の一切は、加盟国のそれぞれの現存の国内の法律および規制ならびにそれらの改定一切で定義するとおりとし、補償の目的のため、また補償の支払の際において、上述の法律および規制に従うものとする。

¹¹ 加盟国は、支払をなす前に遵守する必要がある法律上および行政上の手続がありうることを了解する。

- (c) 意図された収用が早期に周知のものとなったことによる価値の変化は反映してはならない。
また
 - (d) 完全に換金可能で、かつ第 13 条（資金の移転）に従って、加盟国の領域の間で自由に移転可能なものとする。
3. 遅滞した場合は、補償は、収用を行うその加盟国の法律および規制に従って、適切な利息を含むものとする。発生した利息を含む補償は、その投資が本来なされた通貨か、または投資家が要求した場合は自由に使用可能な通貨により支払うものとする。
 4. 投資家が自由利用可能通貨による支払を要求した場合は、1(c)号で言及した補償は、発生した利息も含めて、支払日に通用する市場為替レートによりその支払通貨に交換するものとする。
 5. 本条は、TRIPS 協定に従った知的所有権に関して付与される強制的ライセンスの発行には適用しない。

第 15 条 代位

1. ある加盟国またはその機関が、その国の投資家に対して、保証、保険契約、またはその他の形でその国が投資に関する非商業面のリスクにつき付与した免責に基づき支払をなす場合、当該他方の加盟国は、その投資に関する権利もしくは権原の代位もしくは移転を承認するものとする。代位もしくは移転した権利または請求権は、投資家の本来の権利または請求権よりは大きくはならないものとする。ただしこのことは、後者の加盟国が、そこから生じる何らかの訴訟における本案主張や何らかの請求権の金額を承認することを必ずしも意味するものではない。
2. ある加盟国またはその機関が、その国の投資家に対して支払を行い、その投資家の権利および請求権を承継した場合、その投資家は、支払を行うその加盟国またはその機関の代わりに行為する権限を与えられたのでない限り、それらの権利および請求権を当該他方の加盟国に対して追求してはならない。
3. 代位した権利もしくは請求権を行使するにあたり、その権利もしくは請求権を行使する加盟国またはその機関は、その投資家との請求権についての取り決めの範囲を、関連する加盟国に対して開示するものとする。

第 16 条 国際収支擁護のための措置

1. 重大な国際収支および対外的な金融面での困難またはその恐れがある場合は、加盟国は投資に関する支払または資金移転の制限を採用しまたは維持することができる。加盟国の経済発展の過程における国際収支に対する特別な圧迫が、とりわけ、その国の経済発展計画の実施のために適切な準備金の水準の維持を確保するため、制限措置の使用を必要とさせることを確認する。
2. 第1項で言及した制限措置は、
 - (a) IMF協定と整合性を有するものとする。
 - (b) 他の加盟国の商業面、経済面および金融面の利益を不必要に害することを避けるものとする。
 - (c) 第1項に記載した状況を取り扱うため必要な程度の制限を超えてはならない。
 - (d) 臨時のものであって、第1項で説明した状況が改善するのに従って、漸進的に撤廃するものとする。
 - (e) いずれの他の加盟国も他の加盟国または非加盟国より不利に扱われることがないように適用するものとする。
3. 第1項に基づき採用もしくは維持された制限措置またはその変更の一切は、ただちに他の加盟国に通知されるものとする。
4. WTO、IMFもしくはその他の同様の手続と重複しない範囲において、第1項に基づく制限措置を採用した加盟国は、採用した制限措置を見直すための協議を要求する他の加盟国と、協議を開始するものとする。

第17条 一般的例外

1. それらの措置を、同様な条件のもとでは加盟国またはそれらの投資家の間での恣意的なものもしくは不当な差別の手段となるような形態、または他の加盟国およびその投資家の投資に対する偽装された制限措置となるような形態では適用しないという要求を前提として、本協定のいかなる部分も、加盟国が以下の措置を採用または実行することを妨げるものと解釈されてはならない。
 - (a) 公的道徳や公的秩序を保護するため必要な措置¹²
 - (b) 人間、動物もしくは植物の生命もしくは健康を保護するため必要な措置
 - (c) 本協定と整合性を欠かない法律もしくは規制の遵守を確保するため必要な措置。以下に関するものを含む。

¹² 公的秩序の例外は、社会の根本的な利益の一つに対して真実かつ十分に深刻な脅威が迫っている場合にのみ、加盟国が提起することができる。

- i. 契約の不履行の効果処理のための詐欺的で不正な行為の防止
 - ii. 個人データの処理および拡散に関する個人のプライバシーの保護ならびに個人の記録および口座の秘密の保護
 - iii. 安全
 - (d) 加盟国の投資または投資家に関する直接税の衡平または実効的な¹³課税または徴収を確保することを目指す措置
 - (e) 芸術的、歴史的または考古学的価値のある国宝の保護のため課された措置
 - (f) 枯渇する恐れのある天然資源の保全に関する措置。それらの措置が国内の生産または消費に対する制限と併せて効力を持つ場合に限る。
2. 金融サービスの供給に影響する措置が関係する限りにおいて、WTO 協定の付属書 1B のサービスの貿易に関する一般協定（「GATS」）の金融サービスについての付属書の第 2 項（国内規制）が本協定に組み込まれ、その統合された一部となって準用されるものとする。

第 18 条 安全保障のための例外

本協定中のいかなる部分も、以下のように解釈されてはならない。

- (a) いずれかの加盟国に対して、提供することが自国の本質的な安全保障上の利益に反すると考えるような情報の提供を求めること
- (b) 自国の本質的な安全保障上の利益の保護にとって必要と自ら考える処置（たとえば以下のものを含むが、それらに限らない）をいずれかの加盟国が取るのを妨げること
 - i. 核分裂性および核融合性の物質またはそこから派生する物質に関連する処置
 - ii. 武器、弾薬および戦争用機具の取引、ならびに直接もしくは間接に軍事基地への物資供給目的でなされる他の物品および資材の取引に関する処置
 - iii. 国内的または国際的な関係において、戦争またはその他の緊急時に取られる処置
 - iv. 重要な公的インフラ（通信、動力および水道インフラを含む）を、使用不能にしたり劣化させたりすることを意図した故意の試みから保護するために取る処置

¹³ 本号の目的のためにいうと、WTO 協定の付属書 1B のサービスの貿易に関する一般協定（GATS）の第 XIV 条の注 6 が本協定に組み込まれ、その統合された一部となって準用される。

- (c) 加盟国が、国際連合憲章に基づく国際的な平和および安全保障の維持のための自らの義務に従って処置を取ることを妨げること

第 19 条 利益の否認

1. 加盟国は、以下のものに対しては、本協定の利益を否認することができる。
 - (a) 非加盟国の投資家により所有または支配された他の加盟国の法人たる投資家で、その法人が、当該国の領域内において何ら実質的な事業運営をしていないもの。ならびにそのような投資家の投資
 - (b) 否認する側の加盟国により所有または支配された他の加盟国の法人たる投資家で、その法人が、その、他の加盟国の領域内において何ら実質的な事業運営をしていないもの。ならびにそのような投資家の投資
および
 - (c) 非加盟国の投資家により所有または支配された他の加盟国の法人たる投資家で、否認する側の加盟国がその非加盟国と外交関係を維持していないもの。ならびにそのような投資家の投資
2. その投資家の加盟国に通知した後、第 1 項を損なうことなく、加盟国は、他の加盟国のある投資家が、否認するその加盟国の自然人もしくは法人に留保された投資分野において、自らの所有関係につき虚偽表明することにより、その否認する加盟国の国内法に違反した投資を行ったと判断された場合に、その投資家およびその投資家に投資に対して、本協定の利益を否認することができる。
3. 法人は
 - (a) 各加盟国の法律、規制および国家政策に従って、投資家により「所有」されている。
 - (b) ある投資家が、その法人の取締役の過半数を指名するか、その他の形で法的に法人の行動を指揮する権能を有している場合に、その投資家により「支配」されている。

第 20 条 特別手続および情報開示

1. 第 5 条（内国民待遇）または第 6 条（最恵国待遇）のいかなる部分も、加盟国が、投資に関する特別手続を規定する措置を採用または維持することを妨げるものと解釈されるべきではない。その措置は、たとえば、投資が適法に構成されるか、またはその加盟国の法律もしくは規制に基づく一定の法的形式および規制上の要求事項の遵守を引き受けることの要求を含む。ただし、その手続が、加盟国が本協定に従って、他の加盟国の投資家および投資に対して与えた権利を実質的に損なわない場合に限る。

2. 第5条（内国民待遇）または第6条（最恵国待遇）にかかわらず、加盟国は他の加盟国の投資家または対象となる投資に対して、情報または統計上の目的のみのため、その投資に関する情報提供を要求することができる。加盟国は、秘密情報の一切を、正当な商業上の利益もしくは公的・私的を問わず特定の法人、または投資家もしくは対象となる投資の競争的地位を損なうような開示から保護するものとする。本項のいかなる部分も、加盟国が別な形態で、自らの法律の衡平かつ誠実な適用に関して、情報を取得したり開示したりすることを妨げるものと解釈されてはならない。

第21条 透明性

1. 本協定の目的を達成するため、各加盟国は
 - (a) AIA 理事会に対して、迅速に、かつ最低でも年1回、自国が締結して優遇措置が付与される投資関係の協定または取決について報告するものとする。
 - (b) AIA 理事会に対して、迅速に、かつ最低でも年1回、新しい法律または現存の法律、規制もしくは行政指針に対する変更の導入で、本協定に基づく加盟国の投資または約束に重要な影響を与えるものについて、報告するものとする。
 - (c) その加盟国の領域における投資に関連または影響する、一般的に適用される関連法律、規制および行政指針すべてを公表するものとする。
また
 - (d) あらゆる自然人、法人または他の加盟国の要求に応じて、(b)項および(c)項に基づき公表または利用可能とされることが要求される手段に関する情報すべてが直ちに得られるような問い合わせの窓口を設置または指名するものとする。
2. 本協定のいかなる部分も、加盟国に対して、秘密情報の提供または秘密情報へのアクセスの許可を要求するものではない。その秘密情報は、特定の投資家または投資についての情報で、その開示が法の執行を損ない、もしくは公的利益に反し、またはその開示が特定の公私の法人の適法な商業的利益を害するようなものである。

第22条 投資家と経営幹部の入国、一時滞在および就労

入国、一時的滞在および労働許可に関連する自国の入国労働法令、規制および国家政策を前提として、また AFAS に基づく自国の約束と整合するようにしたうえで、各加盟国は、他の一切の加盟国の法人の投資家、経営者、管理者および取締役に対して、それらの者が、またはその経営者、管理者、管理者および取締役を雇用する他の加盟国の法人が相当な金額の資本もしくはその他の資源を投入したか投入中の投資を前者の加盟国の領域内において設立、

発展、管理または運営助言をする目的で、入国、一時滞在および労働許可を認めるものとする。

第 23 条 新規加盟国への特別かつ異なる待遇

ASEAN の新規加盟国のための本協定の利益を増大させるため、また序文ならびに第 1 条(目的) および第 2 条(原則) に記載した目的および原則に従って、加盟国は、ASEAN 新規加盟国に対する以下のものを通じた特別かつ異なる待遇を付与する重要性を認める。

- (a) 投資政策および促進に関するそれらの国の能力の強化を技術的に支援すること。たとえば人材開発のような分野を含む。
- (b) ASEAN 新規加盟国の利益になる分野における約束
および
- (c) 各 ASEAN 新規加盟国による約束がその国の個別の発展段階に従ってなされうるものであることを認めること

第 24 条 投資の促進

加盟国は、外国の ASEAN に対する投資および ASEAN 域内投資を増大させるために、とりわけ以下のものを通じて、ASEAN が統合された投資地域だという認識を広めるべく協力するものとする。

- (a) ASEAN の中小企業および多国籍企業の成長および発展の推奨
- (b) ASEAN の多国籍企業間の産業的な相互補完および生産のネットワークの促進
- (c) 地域的な集団および生産ネットワークの発展に焦点をおいた投資ミッションの開催
- (d) 投資機会ならびに投資の法律、規制および政策に関する様々な説明会およびセミナーの開催と、その開催の支援
- (e) 投資促進に関する相互の関心事項の他の案件についての意見交換の実施

第 25 条 投資の円滑化

加盟国は、とりわけ以下のものを通じて、ASEAN に対する、また ASEAN 内部における投資の促進のため協力するよう努力するものとする。

- (a) あらゆる形態の投資のための必要な環境の創出
- (b) 投資の適用および承認のための手続の合理化および簡素化

- (c) 投資情報（投資の規則、規制、政策および手続を含む）の普及促進
- (d) ワンストップ投資センターの設立
- (e) ASEAN の投資環境を改善するための政策策定のための、あらゆる形態の投資に関するデータベースの強化
- (f) 投資事項についての実業界との協議の実施
また
- (g) 他の加盟国の実業界に対するアドバイザーサービスの提供

第 26 条 ASEAN 統合の推進

加盟国は、様々な施策を通じた ASEAN 経済統合の推進の重要性を承認する。その施策は、ASEAN 統合施策、優先統合分野および AEC を含み、それらすべては投資に関する協力を含む。ASEAN の経済統合を推進するため、加盟国はとりわけ以下の努力を行うものとする。

- (a) 産業の相互補完を達成するため、可能な限り、投資の政策および手段を調和させること
- (b) 投資を誘引するための投資政策の策定および改善において、加盟国の能力を立上げ強化すること。たとえば人材開発を含む。
- (c) 投資政策および最善の行動についての情報の共有。たとえば促進された活動および産業を含む。
また
- (d) 相互利益のための加盟国間の投資促進努力の支援

第 27 条 加盟国間の紛争

2004 年 11 月 29 日にラオス人民民主共和国ヴィエンチャンで署名された、紛争解決制度強化についての ASEAN 議定書が、改定を経たうえで、本協定の解釈または適用に関する紛争の解決に適用されるものとする。

セクション B

投資家および加盟国間の紛争解決

第 28 条 定義

本セクションの目的のため

- (a) 「任命権者」とは、以下のものを意味する。
 - i. 第 33(1)(b)または(c)条に基づく仲裁の場合は、ICSID の事務局長
 - ii. 第 33(1)(d)条に基づく仲裁の場合は、常設仲裁裁判所の事務局長
 - iii. 第 33(1)(e)および(f)条に基づく仲裁の場合は、その仲裁センターまたは機関の事務局長または同様の地位にある者
- (b) 「紛争中の投資家」とは、本セクションに基づき自らのために請求を行う、ある加盟国の投資家を意味し、場合に応じて、ある加盟国の投資家で、その投資家が所有もしくは支配する他の加盟国の法人のために請求を行う者も含む。
- (c) 「紛争中の加盟国」とは、本セクションに基づき請求を受けている加盟国を意味する。
- (d) 「紛争当事者」とは、紛争中の投資家および紛争中の加盟国を意味する。
- (e) 「ICSID」とは、国際投資紛争解決センターを意味する。
- (f) 「ICSID 追加制度規則」とは、国際投資紛争解決センター事務局による手続の管理のための追加的制度を規律する規則を意味する。
- (g) 「ICSID 条約」とは、1965 年 3 月 18 日にアメリカ合衆国ワシントン D.C.にて作成された、国家および他国民の間の投資紛争解決の条約を意味する。
- (h) 「ニューヨーク条約」とは、1958 年 6 月 10 日にアメリカ合衆国ニューヨークで作成された、外国仲裁判断の承認および執行についての国際連合条約を意味する。
- (i) 「紛争中でない加盟国」とは、紛争中の投資家が所属する加盟国を意味する。
また
- (j) 「UNCITRAL 仲裁規則」とは、1976 年 12 月 15 日に国際連合総会で承認された、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則を意味する。

第 29 条 対象範囲

1. 本セクションは、ある加盟国と、他の加盟国の投資家でその投資に関し本協定で付与された権利の侵害と主張するものを理由として損失もしくは損害をこうむった者との間の投資紛争に適用されるものとする。

2. ある加盟国の国籍もしくは市民権を有する自然人は、本セクションに基づいてその加盟国に対して請求を追求することはできない。
3. 本セクションは、本協定の発効より前に既に発生した事由から生じる請求、または既に提起されていた請求に対しては適用されないものとする。
4. 本セクションのいかなる部分も、紛争中の投資家が、紛争中の加盟国の国内で利用可能な行政的または司法的な解決を追求することを妨げるものと解釈されてはならない。

第 30 条 調停

1. 紛争当事者はいかなる時でも調停につき合意することができる。その調停は、いかなる時でも紛争中の投資家の要求により開始し終了することができる。
2. 紛争当事者が合意した場合は、第 33 条（請求の付託）で定めた手続が進行中の間も、調停手続を継続することができる。
3. 調停を含む手続、およびこれらの手続の間に紛争当事者が取った立場は、本セクションに基づくさらなる手続においていずれの当事者の権利も損なうことはないものとする。

第 31 条 協議

1. 投資紛争の場合、紛争当事者はまずその紛争を、協議および交渉を通じて解決するよう試みるものとする。それは、拘束力のない第三者の手続を含む。その協議は、紛争中の投資家が紛争中の加盟国に対して書面による協議要請を行うことで開始されるものとする。
2. 協議は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、紛争中の加盟国が協議要請を受領して 30 日以内に開始するものとする。
3. 協議を通じた投資紛争の解決の目的のため、紛争中の投資家は、協議の開始前に、紛争中の加盟国に対して、その投資紛争の法律面および事実面の基礎に関する情報を提供するためあらゆる合理的な努力を払うものとする。

第 32 条 加盟国の投資家による請求

ある投資紛争が、紛争中の加盟国が協議要請を受領して 180 日以内に解決されなかった場合、紛争中の投資家は、本セクションに従って、以下についての請求を仲裁に付託することができる。

- (a) 紛争中の加盟国が、対象となる投資の管理、遂行、運営または売却もしくはその他の処分に関して第 5 条（内国民待遇）、第 6 条（最恵国待遇）、第 8 条（経営幹部と取締役）、第 11 条（投資の取扱）、第 12 条（争乱の場合の補償）、第 13 条（資金の移転）および第 14 条（収用と補償）に基づき生じる義務に違反したことおよび
- (b) 紛争中の投資家が、自らの対象となる投資に関して、その違反を理由として、またその違反から生じる損失または損害をこうむったこと

第 33 条 請求の付託

1. 紛争中の投資家は、第 32 条（加盟国の投資家による請求）で言及した請求を、自らの選択により、以下のものに付託することができる。
 - (a) 紛争中の加盟国または行政審判所に対して。ただしそれらの裁判所または行政審判所がその請求について管轄権を有する場合に限る。
または
 - (b) ICSID 条約および ICSID 仲裁手続についての手続規則¹⁴に基づいて。ただし、紛争中の加盟国および紛争していない加盟国の双方が ICSID 条約の締結国である場合に限る。
または
 - (c) ICSID 追加制度規則に基づいて。ただし、紛争中の加盟国か紛争していない加盟国か、いずれかが ICSID 条約の締結加盟国である場合に限る。
または
 - (d) UNCITRAL 仲裁規則に基づいて
または
 - (e) クアラルンプールの仲裁地域センター、またはその他の ASEAN 内の仲裁地域センターに対して
または
 - (f) 紛争当事者が合意する場合、他のなんらかの仲裁機関に対して

¹⁴ フィリピンの場合、ICSID および ICSID 仲裁手続についての手続規則に請求を付託することは、投資紛争が生じた場合に紛争当事者間の書面による合意が前提となる。

ただし、(a)号ないし(f)号に基づいていずれかの仲裁規則もしくは機関に対して訴えることは、他のものに対する訴えを排除することとなる。

2. 紛争中の投資家の仲裁の通知または仲裁請求（「仲裁の通知」）が適用される仲裁規則に基づいて受領された時に、本セクションに基づきその請求が仲裁に付託されたものとみなされるものとする。
3. 第1項に基づき適用される仲裁規則で、本セクションに基づきその請求が仲裁に付託された日現在効力を有するものは、本協定により修正される範囲を除き、その仲裁を規律するものとする。
4. 特定投資紛争または紛争の分類に関して、適用される仲裁規則は、紛争当事者の間の書面による合意により、放棄、変更または修正することができる。それらの規則は、権限ある仲裁廷または本セクションに基づき設置された仲裁廷、およびそれらの仲裁廷の任につく個々の仲裁員を拘束するものとする。
5. 紛争中の投資家は、仲裁の通知に、以下のものを記載するものとする。
 - (a) その紛争中の投資家が任命する仲裁員の氏名
および
 - (b) その仲裁員を任命する権限を有する当局に対するその紛争中の投資家の書面による同意

第34条 請求の付託の条件と制限

1. 紛争は、本セクションに従って第33(1)(b)条ないし(f)条に基づき仲裁に付託されるものとし、以下のことが条件となる。
 - (a) その投資紛争のその仲裁に対する付託が、紛争中の投資家が、本協定に基づく義務に対する違反で、その紛争中の投資家または対象となる投資に対して損失または損害を引き起こしたものについて知った時または合理的に知るべかりし時から3年以内になされること
および
 - (b) 紛争中の投資家が、請求を付託する90日以上前に、紛争中の加盟国に対して、自らがその投資紛争をその仲裁に付託する意思を知らせ、なおかつ紛争中の加盟国の本協定に対する違反と主張するもの（違反されたと主張する条項含む）と、紛争中の投資家もしくは対象となる投資に引き起こしたと主張する損失もしくは損害を簡潔にまとめた書面による通知をなしていること
および

- (c) 第 33(2)条に基づく仲裁の通知に、紛争中の投資家による、紛争中の加盟国の裁判所もしくは行政審判所に対する手続、またはその他の紛争解決手続を開始もしくは継続する権利、または第 32 条（加盟国の投資家による請求）で言及した違反と主張するものを構成する措置に関するあらゆる手続についての権利についての書面での放棄を添付していること
2. 1(c)号にかかわらず、紛争中の投資家は、紛争中の加盟国の裁判所または行政審判所に対して、紛争中の投資家の権利および利益を保全することのみを目的とする暫定的な保護措置を求めて、損害賠償の支払や紛争中の事由の実体的解決を含まない処置を開始または継続することを妨げられない。
 3. 加盟国は、自国の投資家と他の加盟国が、本セクションに基づいて仲裁に付託することに合意した、または既に付託した紛争に関しては、外交的保護を与えてはならず、また国際的な請求を行ってはならない。ただし、他のその加盟国がその紛争についてなされた裁定を遵守しなかった場合はその限りではない。本項の目的でいうと、外交的保護とは、紛争の解決を円滑にすることを唯一の目的とした非公式な外交的折衝は含まないものとする。
 4. 紛争中の加盟国は、対象となる投資に関連する紛争中の投資家が、主張している損失の全部または一部について、保険または保証契約に従って、免責またはその他の補償を受領したか受領予定であるということを、反論、反訴、相殺権またはその他の形で主張してはならない。

第 35 条 仲裁員の選任

1. 紛争当事者が別段の合意をしない限り、仲裁廷は 3 名の仲裁員から構成されるものとする。
 - (a) 各紛争当事者が任命した仲裁員 1 名
および
 - (b) 3 人目の仲裁員。これが統括役となり、紛争当事者の合意により任命する。3 人目の仲裁員は、紛争中の加盟国および紛争中でない加盟国と外交関係を有する非加盟国の国民で、紛争中の加盟国と紛争中でない加盟国のいずれにも恒久的な住所を有しない者とする。
2. 仲裁員として任命された者は、国際公法、国際貿易または国際投資の規則について専門性または経験を有するものとする。仲裁員は、客観性、信頼性、健全な判断および独立

性の基準に基づいて厳格に選任されるものとし、仲裁手続の過程全般において同一の基準により行動するものとする。

3. 第 36 条（仲裁の進行手続）に従って、請求が本セクションに基づく仲裁に付託された日から 75 日以内に仲裁廷が設置されていない場合は、紛争当事者の要求により、任命権を有する当局が、自らの判断で、任命されていない仲裁員を任命するものとする。
4. 仲裁廷は、多数決投票で決定に至るものとし、その決定は拘束力を有するものとする。
5. 紛争当事者は、それぞれが仲裁廷に出した仲裁員の費用を負担し、また統括役の仲裁員およびその他の関連費用を均等に負担するものとする。その他の点すべてにおいては、仲裁廷が自らの手続を決定するものとする。
6. 紛争当事者は、仲裁廷が負担した支出（仲裁員の報酬を含む）に関する規則を定めることができる。
7. 本条で定めるとおり任命された仲裁員が辞任または執務不能となった場合は、元の仲裁員の任命につき定めたのと同様の手順で後任者を任命するものとし、後任者は元の仲裁員の権限および義務すべてを有するものとする。

第 36 条 仲裁の進行手続

1. 前提条件面での反論として、管轄または当事者能力の問題が提起された場合は、仲裁廷は本案の審理を開始する前にその問題について判断するものとする。
2. 紛争中の加盟国は、仲裁廷の設置後 30 日以内に、その請求が明白に実体を欠いているという反論を提出することができる。紛争中の加盟国はまた、その請求が別な理由で仲裁廷の管轄または権限外であるという反論も提出することができる。紛争中の加盟国は、その反論の根拠を可能な限り正確に具体化するものとする。
3. 仲裁廷は、請求の実体とは別に、それらの反論につき、前提条件の問題として取り扱うものとする。紛争当事者は、仲裁廷に対して自らの意見および見解を述べる合理的な機会を与えられるものとする。仲裁廷が、その請求が明白に実体を欠いているか、または別な理由でその仲裁廷の管轄もしくは権限内ないと判断した場合は、そのような効力を有する裁定をなすものとする。

4. 仲裁廷は、正当である場合は、優位に立った当事者に、反論を提出またはそれに反対したことにより負担した費用および報酬を与える裁定を下すものとする。その裁定が正当かどうかを判断するにあたり、仲裁廷は、請求もしくは反論のいずれかが無価値もしくは明白に実体を欠いているかにつき考慮し、紛争当事者に意見を述べる合理的な機会を与えるものとする。
5. 紛争当事者が別段の合意をしない限り、仲裁廷は、適用される仲裁規則に従って仲裁の場所を決定するものとする。ただし、その場所は、ニューヨーク条約の締結国である国の領域とする。
6. 投資紛争が課税措置である可能性のある措置に関するものである場合は、紛争中の加盟国および紛争中でない加盟国は、税務当局の代表者を含め、問題のその措置が課税措置であるかどうかを判断するため協議するものとする。
7. 紛争中の投資家が、課税措置を採用または執行することにより紛争中の加盟国が第 14 条（収用と補償）に違反したと主張する場合は、紛争中の加盟国と紛争中でない加盟国は、その紛争中の加盟国の要求により、問題のその課税措置が収用または国有化と同等の効果を有するかどうかを判断する目的で協議するものとする。
8. 本セクションに基づき設置された仲裁廷は、6 項および 7 項に基づく加盟国双方の判断に対して真剣な考慮を払うものとする。
9. 加盟国双方が、第 31 条（協議）で言及した協議の請求を受領した日から 180 日以内に、6 項および 7 項で言及した協議を開始せず、また合同での判断を行わなかった場合は、紛争投資家は、その請求を本セクションに従って仲裁に付託することを妨げられないものとする。

第 37 条 請求の併合

2 つ以上の請求が第 32 条（加盟国投資家による請求）に基づいて別個に仲裁に付託されて、それらの請求が、共通の法律面もしくは事実面の問題を有していて、なおかつ同一または類似の事由もしくは事情から発生した場合は、関連する紛争当事者すべては、それらの請求を、適切と考える形態で併合することにつき合意することができる。

第 38 条 専門家の報告

適用される仲裁規則で認められる場合に他の種類の専門家を任命することを妨げることなく、紛争当事者の要求により、仲裁廷は、紛争当事者が合意する条件に従って、環境、公共衛生、安全またはその他の科学的な問題で紛争当事者が手続において提起したのものに関する事実面の問題につき書面で報告する1名以上の専門家を任命することができる。

第39条 仲裁手続の透明性

1. 第2項および3項に従って、紛争中の加盟国は、仲裁廷がなした裁定すべておよび判断を公的に閲覧可能とすることができる。
2. 尋問において秘密情報として指定された情報を使用することを意図する紛争当事者は、そのように仲裁廷に通告するものとする。仲裁廷は、開示からその情報を保護するため適切な加工を加えるものとする。
3. 仲裁廷または紛争当事者に提出された情報で秘密である旨具体的に表示されたものはすべて、公的な開示から保護されるものとする。
4. 紛争当事者は、争訟の準備のため必要と考える秘密情報を、仲裁手続に直接関与する者に対して開示することができるが、その秘密情報の保護を要求するものとする。
5. 仲裁廷は加盟国に対して、開示することが法律の執行を阻害したり、加盟国の国家秘密、個人のプライバシーもしくは金融機関の金融案件および個人顧客口座を保護する法律に反したり、または自国の重要な安全保障に反すると判断するような情報の提供やそれに対するアクセス許容を要求してはならない。
6. 紛争中でない加盟国は、自らの費用で、紛争中の加盟国から、仲裁通知の写しを、その書類が紛争中の加盟国に送達された日から30日以内に受け取る権利を有するものとする。紛争中の加盟国は、仲裁通知を受領して30日以内に、それを受領したことを全加盟国に通知するものとする。

第40条 準拠法

1. 第2項および3項に従って、請求が第33条（請求の付託）に基づき付託された時に、仲裁廷は、本協定、加盟国間の他のあらゆる適用される協定および適用される国際法の規則、ならびに適用される場合は、紛争中の加盟国の関連する国内法に従って、紛争中の問題につき判断するものとする。

2. 仲裁廷は、自己の責任において、または紛争当事者の要求により、紛争における争点となっている本協定の条項について合議による解釈を要求するものとする。加盟諸国は、要求が送達されて 60 日以内に、その解釈を宣言する合議の決定を書面で仲裁廷に対して提出するものとする。第 3 項を損なうことなく、加盟諸国が 60 日以内にその決定を発しない場合は、一つの加盟国が提出したなんらかの解釈が紛争当事者と仲裁廷に提出され、それが自己の責任においてその争点を決定するものとする。
3. 本協定の条項の判断を宣言する加盟諸国による合議決定は、仲裁廷を拘束するものとし、仲裁廷による発せられる決定もしくは裁定すべてはその合議決定と整合していなければならない。

第 41 条 裁定

1. 紛争当事者は、仲裁廷が終局裁定を発する前のいかなる時でも、紛争の解決について合意することができる。
2. 仲裁廷がいずれかの紛争当事者に不利な終局裁定を行う場合、仲裁廷は、別個に、またはまとめて、以下のもののみを裁定することができる。
 - (a) 金銭賠償および適用される利息
および
 - (b) 財産の回復。この場合、裁定は、紛争中の加盟国が、回復にかえて金銭賠償および適法利息を支払うことができる旨を定めるものとする。
3. 仲裁廷はまた、本協定および適用される仲裁規則に従って、費用および弁護士報酬についても裁定することができる。
4. 仲裁廷は、懲罰的損害賠償を裁定することはできない。
5. 仲裁廷が行った裁定は、その紛争当事者間およびその特定の事案に関して以外には、いかなる拘束力も有しないものとする。
6. 第 7 項および暫定的裁定に適用される見直し手続に従い、紛争当事者は遅滞なく裁定に従い遵守するものとする¹⁵。
7. 紛争当事者は、以下の時まで、終局裁定の執行を求めてはならない。

¹⁵各当事者は、裁定を適用する前に遵守する必要がある国内の法律上および行政上の手続がありうることを了解する。

- (a) ICSID 条約に基づく終局裁定の場合は、
 - i. 裁定がなされた日から 120 日が徒過し、いかなる紛争当事者もその裁定の見直しや取消を求めなかった時
または
 - ii. 見直しまたは取消の手続が完了した時
- (b) ICSID 追加制度規則、UNCITRAL 仲裁規則または第 33(1)(e)に従って選択した規則に基づく終局裁定の場合は、
 - i. 裁定がなされた日から 90 日が徒過し、いかなる紛争当事者もその裁定の見直し、排除や取消を求めなかった時
または
 - ii. 法廷がその裁定を見直し、排除または取り消す申立を棄却するか認容し、それに対して上訴がなされなかった時
- 8. 本セクションに基づき仲裁に付託された請求は、ニューヨーク条約第 1 条の目的のためには、商業的關係または取引から生じたものとみなされるものとする。
- 9. 各加盟国は、自国の領域内での裁定の執行につき定めるものとする。

セクション C

第 42 条 制度的取決め

1. AIA 協定に基づき AEM により設置された AIA 理事会は、本協定の実施につき責任を負うものとする。
2. AIA 理事会により設置され、関連各政府機関の投資に責任を負う上級官僚とその他の上級官僚からなる ASEAN 投資調整委員会（「CCI」）は、AIA 理事会がその職能を遂行するのを支援するものとする。CCI は、上級経済官僚会議（「SEOM」）を通じて AIA 理事会に報告を上げる立場にある。ASEAN 事務局は、AIA 理事会および CCI の理事会を務めるものとする。
3. AIA 理事会の職能は以下のとおりとする。
 - (a) 世界的および地域的な投資の促進、円滑化、保護および自由化について政策的指針を提供すること
 - (b) 本協定の実施を監督、調整かつ確認すること
 - (c) 本協定の実施および運営について AEM に最新の情報を与えること
 - (d) 本協定の改定について検討し AEM に勧告すること
 - (e) 本協定から生じる紛争の回避と解決を円滑化すること
 - (f) CCI の業務を監督し調整すること
 - (g) 必要な決定を採用すること
および
 - (h) AEM が同意するところによりその他の職能を遂行すること

第 43 条 加盟国による協議

加盟国は、本協定の対象とする投資に関連する事由、またはその他本協定の実施に影響する事由の一切について、加盟国の要求により相互に協議することにつき合意する。

第 44 条 他の協定との関係

本協定のいかなる点も、加盟国が加入している他の国際的協定に基づき有している現存の権利および義務より退歩するものではない。

第 45 条 付属書、別表および将来の投資

本協定は、付属書、別表およびその内容（それらは本協定の統合された一部をなす）と、本協定に従って合意される将来の法的文書すべてを含むものとする。

第 46 条 改定

本協定の条項は、加盟国が書面で相互に合意した改定を通じて修正することができる。

第 47 条 ASEAN IGA および AIA 協定に関する移行の取決め

1. 本協定の発効の時に、ASEAN IGA および AIA 協定は終了するものとする。
2. AIA 協定の終了にかかわらず、AIA 協定の臨時除外リストおよび要注意リストは、ACIA の留保リストが発効する時まで、ACIA の自由化条項に準用されるものとする。
3. 本協定と ASEAN IGA の対象範囲、または本協定および AIA 協定の対象範囲となる投資に関しては、これらの投資の投資家は、ASEAN IGA および AIA 協定の終了の日の後 3 年間、場合に応じて、本協定または ASEAN IGA または AIA 協定のいずれの条項を（ただし全体的にのみ）適用するかを選択することができる。

第 48 条 発効

1. 本協定は、全加盟国が、ASEAN 事務局長に批准文書を通知するか、必要な場合は預けるかした（本協定の署名後 180 日以内にしなければならない）後に発効するものとする。
2. ASEAN 事務局長は、第 1 項で言及した各批准文書の通知または預託について全加盟国に直ちに通知するものとする。

第 49 条 預託

本協定は、ASEAN 事務局長に預託するものとし、事務局長は直ちに各加盟国に認証済の写しを交付するものとする。

以上の証として、それぞれの政府から適正に授権された以下の署名者は、この ASEAN 包括的投資協定に署名した。

タイ、Cha-am、2009 年 2 月 26 日、英語の単一の原本にて

ブルネイ・ダルサラーム

LIM JOCK SENG

外務貿易第二大臣

カンボジア王国

CHAM PRASIDH

上級大臣、商業大臣

インドネシア共和国

MARI ELKA PANGESTU

貿易大臣

ラオス人民民主共和国

NAM VIYAKETH

産業商業大臣

マレーシア

TAN SRI MUHYIDDIN YASSIN

国際貿易産業大臣

ミャンマー連邦

U SOE THA

国家計画経済開発大臣

フィリピン共和国

PETER B. FAVILA

貿易産業長官

シンガポール共和国

LIM HNG KIANG

貿易産業大臣

タイ王国

PORNTIVA NAKASAI

商業大臣

ベトナム社会主義共和国

VU HUY HOANG

産業貿易大臣

付属書 1 書面による承認

加盟国の国内法、規制および国家政策により、対象となる投資について特定の書面による承認が必要とされる場合は、その加盟国は以下のことを行うものとする。

- (a) ASEAN 事務局を通じて、全加盟国に対して、その承認を付与する責任を負う権限ある当局に対する連絡の詳細について通知すること
- (b) 申請が不完全である場合は、その申請を受領した日から 1 ヶ月以内に書面で申請者に対して、必要な追加的情報すべてについて特定し通知すること
- (c) その権限ある当局が完全な申請を受領した日から 4 か月以内に、申請者に対して、その投資が具体的に承認されたか拒絶されたかを書面で通知すること

また

- (d) 申請が拒絶された場合は、申請者に書面でその拒絶の理由を通知すること。申請者は、自らの判断において、新たな申請を提出する機会を与えられるものとする。

付属書 2 収用および補償

1. 加盟国によるある措置または一連の関連措置は、対象となる投資における有形もしくは無形の財産権もしくは財産上の利益を阻害するのではない限り、収用にあたることはない。
2. 第 14(1)条は、2つの状況を扱う。
 - (a) 第 1 の状況は、投資が国有化されるか、またはその他の形で直接的に公式的な所有権移転または完全な捕捉を通じて収用される場合である。
また
 - (b) 第 2 の状況は、加盟国によるある措置または一連の関連措置が、公式的な所有権移転または完全な捕捉なしで、直接的な収用と同等の効果を有する場合である。
3. 加盟国によるある措置または一連の関連措置が、特定の事実状況において、2(b)号で言及した種類の収用にあたるかどうかの判断は、ケースバイケースで事実上立脚した検討を要する。とりわけ以下の要素を考慮すべきである。
 - (a) その政府措置の経済的インパクト。ただし、加盟国によるある措置または一連の関連措置が投資の経済的価値に対して阻害効果を有するという事実は、それだけでは、収用が行われたということを証明するわけではない。
 - (b) その政府措置が、その政府がその投資家に対して事前に、契約、許認可またはその他の法的文書により行った拘束力ある書面による約束に違反しているかどうか。
また
 - (c) その政府措置の性質。その目的と、またその措置が第 14(1)条で言及した公共目的にとって不適切かどうかを含む。
4. ある加盟国が、正当な公共の福祉の目的、たとえば公共衛生、安全性、環境を保護するため計画し適用した無差別的措置は、2(b)号で言及した種類の収用にはあたらない。